

# 「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

## 第16回全体会議の概要

日時	平成22年5月15日(土)午前9時06分~12時05分
会場	庁舎4階 会議室404
出席委員 (敬称略)	五十嵐、内山、遠藤、金子、神田、日下、古嶋、野口、橋本、平田、広辺、藤巻、 松井、吉野
学識経験者	牛山教授
事務局(町職員等)	高澤、河野、岩楯、神田、山岸、高山
配布資料	別添のとおり



### 1 本日の内容

#### (1) 全体会議

ア 本日の全体会議に入る前に、まちの美観について議論したいという提案があったが、大項目「まちづくり」で議論することになった。

イ 前回の続きを議論した。

「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論~行政)」について、事務局の見解を付し、それでも残っている「課題・論点・委員の意見等」を整理した「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論~行政)を整理したもの」の表の「課題・論点・委員の意見等で残っているもの」のうち、大項目「行政」について、以下のとおり意見等があった。

#### (7) 大項目「行政」の中項目「1行政の責務」について

の考え方の「住民自治」についての共通認識をどう持つのか。  
一般的な理解・・・その地域の住民の意思や意向に沿って運営していく。  
各条の意味(趣旨)を考えていくこと。

#### (1) 大項目「行政」の中項目「2町長の責務」について

の内容の「その結果について報告」、考え方の「効率的で効果的」をそのまま残しておく、法制執務上、検討することとする。

#### (7) 大項目「行政」の中項目「3職員の責務」について

の内容の「職員は、自らが町民である事を自覚する」ことは大事である。  
「職員は、全体の奉仕者であると同時に自らが町民であることを自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。」

、 他の項目と重複するため削除

#### (1) 大項目「行政」の中項目「(4行政組織のあり方)」について

「編成」× 「編制」(は残す。)

残す。

考え方の「県」× 「都道府県」(は残す。)

行政手続法・行政手続条例 現段階では残す。

・ 「内容」と「考え方」が合っていない。

・ 公益通報者保護法 「不正を正す」ことを「職員の責務」の「考え方」として残す。

財政も含めて行政運営ではないか。「組織」では狭くなる。

「行政組織のあり方」を名称変更する。

(1) 大項目「行政」の中項目「(5 財政)」について

考え方の「予算に柔軟性を持たせ、フレキシブルに使えるようにするなどの工夫も大切です。」 削除

内容の「短期及び中長期的な財政計画を定める。」

「短期及び中長期的な視点に立った計画的な財政運営に努め～」にして全体を文言整理、他の項目と重複するため削除

中項目の「行政組織のあり方」と「財政」を合わせて「行政運営のあり方」とする。

(2) ワークショップ

ワークショップに入る前に、大項目「地域自治・コミュニティ」の中項目「行政区(自治会)」、「地域活動」、「行政区の役割と責務」の具体的な中身(内容等)について、牛山教授から簡単にアドバイスをいただいた。

地域の自治や地域の活動、白岡町内の地域の問題と活動について。

この条例で、町で行政区設置規則を定めて設置する「行政区」を書く場合、今後「行政区」をどのようにするかにも関わる。

「行政区」とは何か。地域の自治のあり方を含めて自主的に活動する意味と、白岡町が定めた行政の区域という意味があり、「行政区」がエリアなのか、自治組織なのか、自治体なのかという問題がある。行政区の何を書くか。

地域活動としてのNPOや協会などを整理し、どのような中身の条文を置くのかをイメージするか。

各グループで議論した結果、内容や表現(文章化したもの)、考え方については以下のとおりとなった。

Aグループ	神田(発表)、金子、野口、橋本、平田、松井
<p><b>行政区 (自治会)</b> キーワード、類似 考え方(抜粋) 以下同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自治組織」という項目を立てたらどうか。</li> <li>・行政区や自治会は「自治組織」という中項目にする。</li> <li>・内容は「住民は地域において、行政区及び自治会等の地域組織を自治の基本組織として守り育て、地域活動を通じてコミュニティの確立に努めます」。</li> <li>・地域の自治組織として育てるという視点で、「地域活動を通じてコミュニティの確立に努めます。」</li> <li>・行政の責務と役割とは、地域のコミュニティの確立と地域活動の推進のこと。存在理由そのものが、そのような意味なので、自治活動として育てるということを盛り込みたい。</li> </ul>
<p><b>地域活動</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOなどすべてを含めて「地域活動」にする。</li> <li>・内容は「町民はNPO及び目的別集団等による、活動やボランティア活動を通じコミュニティと地域自治の確立に努めます。」</li> <li>・地域の活動は集団的なものでなければ効果は薄いし、集団であるからこそコミュニティも高まっていく。このようなことを町は活動を支援するが、町民の自治活動の支援については、条例で細かく規定する必要があると思う。</li> <li>・地域内分権を進めていくために、現在の45の行政区では、権限委譲する分野が限られてくると思う。またエリアの問題からしても細かすぎるので、自治の範囲として小学校単位で自治の範囲を編制して、そこに町が出来る限りの権限の移譲をしていくべきである。</li> <li>・運営については、NPOの代表や地域自治組織の代表などで自主運営できることを考えて条例に盛り</li> </ul>

(地域活動続き)	<p>込みたい。</p> <p>最終的には、中項目を3つに分けずに、「地域活動と自治組織」でまとめられると考える。</p>
行政区の役割と責務	<p>中項目「地域自治・コミュニティ」を考えたときに、行政区だけで解決するわけではなく、NPOなどの様々な目的別の活動を支援しないと決定的にコミュニティ形成や地域自治をつくる上で問題になるので、行政区だけ限定した「行政区の役割や責務」は不要である。</p> <p>「行政区(自治会)」に集約するので、この中項目は削除する。</p>
Bグループ	遠藤(発表)、五十嵐、広辺、藤巻
行政区(自治会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区に関して断定的に選択して定義して書きたい。</li> <li>・「町民は(当面)行政区を重要な地域単位の自治を担う組織として、自治意識の向上と自治の実現を図るものとする。」「町は行政区を支援する。」</li> <li>・考え方の基本は、自治を行政と地域の自治と分けて、それで全体を考えた。「地域」とは、市町村のことではなく、「市町村の中の地域」のことである。</li> <li>・自治体レベルでの自治を実現するためには、地域単位での自治が実現されていないといけない。</li> <li>・行政区をエリアとして考えると、自治組織として成立している必要がある。町は、行政区を自治組織としてどのように考えて、望んでいるのかを述べるべきである。</li> <li>・行政区長も含め、住民一人ひとりでも考え方が違うので、そのようなところを整理していく必要がある。</li> </ul>
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域単位の活動は自治的に行わなければならない」</li> </ul>
行政区の役割と責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政区は地域活動の場として重要であり、活動を通じ自治意識が向上し、自治が実現される。」</li> <li>・「地域の活動により、自治を実現できる人材が育成され、行政運営の場で活動が期待される。」</li> </ul>
Cグループ	日下(発表)、内山、古嶋、吉野
行政区(自治会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区設置規則の中の、行政区長のやるべきこととして、回覧板回しだけでなく、町の意向を住民に伝える事が一番大切であると思う。</li> <li>・行政区は地域自治のエリアとして考えて、行政区長を選出する。行政区の構成は町民であり、町としては、行政区を支援し、その活動を支援していく必要があると思う。</li> </ul>
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域活動の原点は「個」の活動に始まり個の集合体に発展させ、その集合体は地域活動の母体となる。」</li> <li>・地域活動を具体的に言うと、行政区(自治会)、ボランティア組織、その他集合体の活動のことである。</li> <li>・地域活動と行政区がどのように関わってくるのかなどを議論しなければならない。</li> </ul>
行政区の役割と責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区が主体で課題に対して、町民と一体になり解決に取り組むことが行政区の一番の問題である。</li> <li>・行政区内で解決が不可能の場合、行政に連絡し、一緒になって解決に努める。</li> <li>・責務は、「その地域に生活する町民が、明るく安全、安心に暮らせる地域づくりを目指す」。ただし、行政区長にすべての責務を持たせることは難しいので表現が問題になる。</li> <li>・行政区長は、回覧板を回すだけではなく、その地域の課題の解決などに努めるべきである。</li> <li>・難しい項目なので、行政区長があるべき姿や自分たちをどのように考えているかを考え、議論する必要がある。</li> </ul>

詳細については、議事録を参照してください。

今回のワークショップで各グループがまとめたシートを基に、第8回作業部会で「行政区(自治会)」、「地域活動」、「行政区の役割と責務」の案を作成する。作成する案については、第17

回全体会議で報告する。

### (3) その他

#### ア 次回の全体会議の内容

- (7) 現在までに議論した、条例の素案の大項目「総論」から「議会」までについて、第14回から第16回までの全体会議での委員の意見等を踏まえて作業部会が修正する、条例の素案のたたき台となる案を確認する。
- (4) 作業部会が作成する、大項目「地域自治・コミュニティ」の中項目、「行政区(自治会)」、「地域活動」、「行政区の役割と責務」の案を基に、内容や趣旨、その考え方を検討する。

#### イ 次回のワークショップの内容

条例の素案に盛り込む項目案の大項目「情報公開・情報共有」の中項目「範囲」、「公開と提供の原則(罰則)」、「共有のしくみ」について、各自が白紙のシートに具体的な中身(内容)等を考えてくる。

ウ 本日の会議終了後、第8回作業部会の日程等について打ち合わせを行う。

## 2 次回の日程

6月5日(土)午後1時30分から、庁舎の会議室404で行う。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会  
第16回全体会議及びワークショップ

1 日 時 平成22年5月15日(土) 午前9時～正午

2 場 所 庁舎 4階 会議室404

3 内 容

全体会議では、前回の第15回全体会議と同様、「課題・論点・委員の意見等で残っているもの」について議論します。

ワークショップでは、大項目「地域自治・コミュニティ」の3つの中項目の具体的な中身(内容)の議論を行います。

4 プログラム

時間の目安	内 容
9:00	開会
9:00～ 9:10	あいさつ(「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長)
9:10～11:50 (適宜休憩)	<p><b>1 全体会議</b>(議長:内山会長)</p> <p>前回の第15回全体会議と同様、「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)を整理したもの」の表の中の、「課題・論点・委員の意見等で残っているもの」について議論します。</p> <p><b>2 3グループによるワークショップ</b></p> <p>※作業内容については、裏面のとおりです。</p> <p>(1) <u>皆さんが事前に行った宿題を基に</u>、大項目「地域自治・コミュニティ」の中項目「行政区(自治会)」、「地域活動」、「行政区の役割と責務」の具体的な中身(内容)について、その内容や考え方等を議論します。</p> <p>(2) グループごとに発表します。</p>
11:50～12:00	事務連絡
12:00	閉会

## ワークショップの進め方

本日のワークショップでは、条例の素案に挙げる「内容」や「考え方」などを具体的に作成していきます。

特に、「**考え方**」を作成することは、「**条例の素案**」の内容が、**町民の皆さんに理解してもらえるものになるかどうか**を左右する重要な作業です。

★「**考え方を作成する**」とは、**みなさんの「想い」を明確に文章にすること**を言います。『**考え方（想い）**』があるからこそ、その内容になる」のです!!!★

「地域自治・コミュニティ」の中項目「**行政区（自治会）**」、「**地域活動**」、「**行政区の役割と責務**」の内容はどのようなものになるの？

【**行政区（自治会）**】行政区（自治会）の活動の定義や、「地域内分権」（個々の地域をどのようにつくっていくのか）などについて明確にする項目です。

【**地域活動**】地域活動はどうすれば自発的に行われ、またはどうすれば活性化するのか、などについて明確にする項目です。

【**行政区の役割と責務**】町政に対する意見を反映させるしくみや、町民同士のきずなをどのように支援するのかなど、行政区の果たす役割と責務について明確にする項目です。

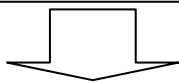
※今までに議論してきた「全体」や他の責務との「バランス」なども考えながら議論してください。

\* \* \* \* \*

【「地域自治・コミュニティ」の中項目「**行政区（自治会）**」、「**地域活動**」、「**行政区の役割と責務**」の具体的な内容等について】

①「大項目「**地域活動・コミュニティ**」で挙げた中項目「**行政区（自治会）**」、「**地域活動**」、「**行政区の役割と責務**」の具体的な中身（内容）とその趣旨、考え方等について話し合います。議論した内容等について、「別紙9」に記録します。

各委員が考えてきたものを基に、「具体的にどのような内容（中身）を盛り込みたいのか」、「それはどのような趣旨なのか」、「なぜその内容を盛り込みたいのか（考え方など）」について話し合ってください。また、書記の方は、経過や結果等についての議論を「別紙9」に**記録**してください。



特に、「**なぜ（考え方）**」に当たる部分は、メモ程度で結構ですので、必ず残してください。また、集約作業においても残してください。

② ①の作業で出した意見等を集約する作業を行います。

①の作業で出した意見等を基にして、グループとして**内容、趣旨、考え方**などを集約していきます。書記の方は、項目1つにつき1シートを使用して**清書**してください。（※別紙9を提出）。



③ どのような内容になったのか、どのような考え方からその内容を盛り込みたいのかなど、その内容、趣旨、考え方などについて発表を行います。

②の作業の経過や結果等について、グループごとに発表してください。



終了です。お疲れさまでした！



## 条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方(理由)シート (H22.5.15現在)

1 大項目	地域自治・コミュニティ
2 中項目	
3 小項目(あれば)	
4 盛り込みたい具体的な内容・表現・趣旨など	完全な条文形式とする必要はありませんが、 <u>文章化してください。</u>
5 その理由(考え方・説明・意義など)	・盛り込むことの目的(理由・背景) ・目標とする状態・姿、現状分析・課題・方向性 など
6 議論の経過・経緯の記録	
7 今後、検討すべき事項・注意すべき点など	・残された課題(結論が出なかった事項) ・今後も継続して議論を要する事項

このシートを提出してください。